

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の 別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	中外製薬株式会社
指定地球温暖化対策事業者	中外製薬工業株式会社

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			中外製薬株式会社 浮間事業所									
事業所の所在地			北区浮間五丁目5番1号									
業種等	事業の業種	分類番号	E16	E_製造業				化学工業				
		産業分類名	化学工業									
	事業所の種類	主たる用途	工場その他上記以外									
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)			前年度末	102,489.73	m ²	基準年度	100,536.26	m ²		
		用途別内訳	事務所	前年度末	8,857.46	m ²	基準年度	8,684.46	m ²			
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			商業	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			物流	前年度末	3,999.66	m ²	基準年度	4,357.76	m ²			
			駐車場	前年度末	132.05	m ²	基準年度	11.85	m ²			
工場その他上記以外			前年度末	89,500.56	m ²	基準年度	87,482.19	m ²				
事業の概要			工場：医薬品製造（注射剤、バイオ原体、包装） 研究所：医薬品製造（合成・生物・製剤）、分析 スタッフ：企画、業務推進、品質保証、薬事監査									
敷地面積			54,958.40 m ²									

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	中外製薬工業株式会社 浮間工場 施設グループ
	電 話 番 号 等	070-2649-2493 (直通)
公表の 担当部署	名 称	中外製薬株式会社 サステナビリティ推進部 環境・安全衛生グループ
	電 話 番 号 等	03-3273-1108 (直通)

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.chugai-pharm.co.jp/hc/ss/csr/report/index.html
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
		入手方法：
	そ の 他	アドレス：

(5) 指定年度等

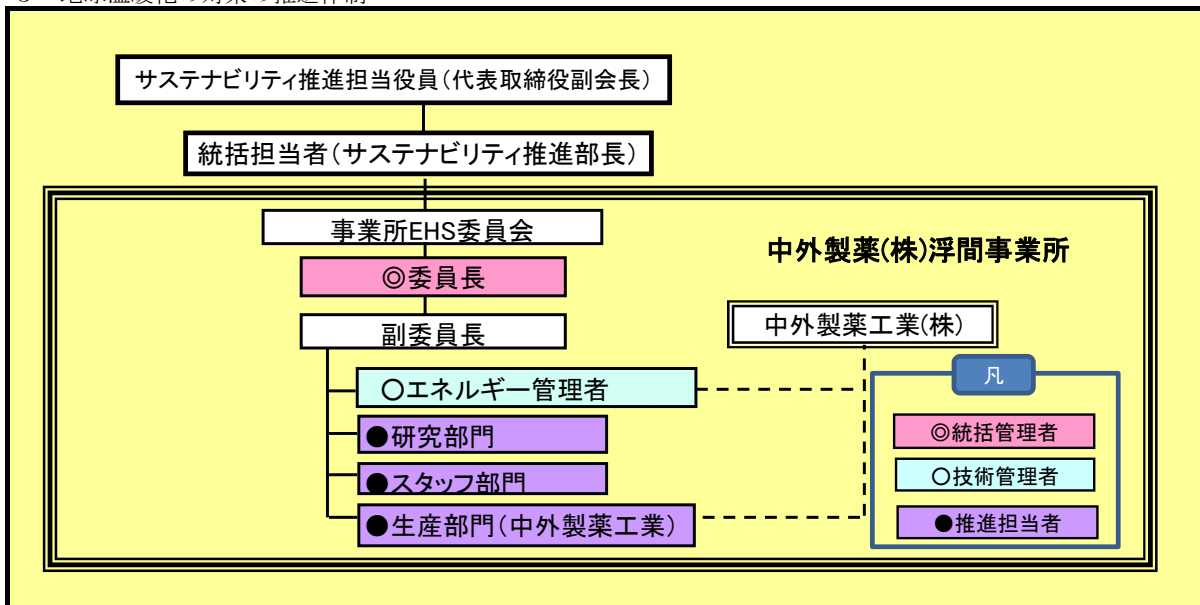
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	1957	年	4	月		日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社の環境方針：製品の研究開発、製造、販売そして廃棄にいたる各段階において、廃棄物の削減、資源・エネルギーの効率的利用及び環境技術の開発の促進を図ります。
 中外製薬工業浮間工場の環境方針：当社医薬品生産の拠点工場として、顧客満足を目指した品質向上と地球環境への配慮を通じ、人々の健康に貢献する活動を全従業員に参加により継続的に推進していきます。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：太陽光パネル他、再エネ設備を積極的に導入する事とする。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2020 年度から 2024 年度まで					
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	再生エネルギーの導入や高効率設備への更新を積極的に行い基準排出量の25%以上の削減を目標とする。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	現在の計画期間で未了部分の対応を行いその他の温室効果ガスを第3計画期間で2%以上の削減を目標とする。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	43,948	t（二酸化炭素 換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 分	Ⅱ	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	164,805	t（二酸化炭素 換算）	平 均 削 減 義 務 率	25%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間		2025 年度から	2029 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	再生可能エネルギーの利用を拡充し、第3計画期間以上の削減を達成する事を目標とする。		
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	引き続き節水を行う事で、その他ガスを現状の2%以上削減した状態を維持する。		

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		36,540	36,708			
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メ タ ン (CH ₄)					
	一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)					
	ハイトﾞロフルオロカーボン (HFC)					
	ハ ー フ ル オ ロ カ ー ボ ン (PFC)					
	六 ふ っ 化 い お う (SF ₆)					
	三 ふ っ 化 窒 素 (NF ₃)					
	上 水 ・ 下 水	305	296			
合 計		36,845	37,004			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延 べ 面 積 当 た り 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量	346.6	358.2			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
変更年度	☐					

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2020 年度から 2024 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	43,948	43,948	43,948	43,948	43,948	219,740
	削減義務率 (B)	25.00%	25.00%	25.00%	25.00%	25.00%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						164,805
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						54,935
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	36,540	36,708				73,248
	排出削減量 (F = A - E)	7,408	7,240				14,648

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	☐ 削減対策	☐ 床面積の増減	☐ 用途変更
	☐ 設備の増減	☐ その他	
具体的な増減要因	ほぼ変化なし。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E53号棟 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2010年度	
2	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E54号棟 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2010年度	
3	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E48号棟 個別パッケージの更新に伴う高効率機種の採用	2010年度	
4	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	W21号棟 照明器具の効率化	2010年度	
5	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	W28号棟 コンプレッサの I N V 化	2011年度	
6	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E50号棟 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2012年度	
7	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E45号棟 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2012年度	
8	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	W10号棟 コンプレッサの I N V 化	2012年度	
9	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	W10号棟 空冷チラーの更新	2012年度	
10	320100	32_燃料の燃焼の合理化に関する措置	E53号棟 ボイラー更新	2013年度	
11	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	W10号棟 包装作業所(5)(6)空調省エネモードの導入	2014年度	
12	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	W28号棟 1系列生産に伴うターボ冷凍機効率運転	2016年度	
13	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	E57号棟 1F LED照明器具への更新	2016年度	
14	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	特定フロ使用機器の全廃（高効率機器の選定）	2015年度～	
15	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	特定フロ使用機器の全廃（高効率機器の選定）	2016年度～	
16	329900	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	事業所ボイラーブロー水の低減	2016年度	

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
17	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E58号棟 冷熱源機器の更新	2019年度	
18	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	E55号棟 熱源機器の更新	2019年度	
19	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	外灯LED化	2021年度	
20	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	事業所ボイラー保温	2021年度	
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)			
71	190100	19_再生可能エネルギーの設備導入	E45号棟 太陽光パネルの設置	2008年度	
72	190100	19_再生可能エネルギーの設備導入	W40号棟 太陽光パネルの設置	2018年度	
73					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
81					
82					
83					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
91	490100	49_排出量取引	再エネクレジットの充当	2020年度～	
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所は公道を挟み西に生産部門、東に研究部門と区分された敷地となっていますが省エネに関しては事業所全体で取り組めるよう事業所EHS委員会が設置されており一丸となって推進しています。

当社再編事業に伴いエネルギー使用量は年々増加傾向をたどっていますが、しかしその中でも新棟についてはできるだけエネルギー使用量を抑えるため、効率の良い省エネ機器を積極的に導入してきました。また都条例の計画書制度期間中も基本対策(運用対策)をベースにコンプレッサーやポンプのインバータ化などの目標対策も実施してきました。

効果は少ないものの、社員の意識向上に繋がった対策2点を紹介します。

《再生可能エネルギーの活用》

再生可能エネルギーの積極的な利用を推進し、当事業所では今まで30kWの太陽光発電パネル設置に加え、新たに新工場建設に際し37kWの太陽光発電パネルを増設し動力負荷の電源に利用しています。新棟建設における再生エネルギー使用についてはその発電状況等を居室の監視用液晶画面で表示することで社員に対し広く省エネに対する意識向上に役立てています。

《エネルギーの見える化》

2016年6月に工事が完了した「エネルギー見える化システム」により電気と蒸気(ガス)のムダを把握し、各省エネ施策を検討しています。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：太陽光パネル他、雨水または排水再利用設備等再エネ設備の積極的な導入を進めている。

9 総量削減義務の第3計画期間履行状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(2) 削減義務期間

2020 年度から	2024 年度まで
-----------	-----------

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(4) 各年度の削減義務履行状況

単位：t（二酸化炭素換算）

	義務開始 の前年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	削減義務 期間合計
決定 及び 予定の 量	基準排出量 (A)	43,948	43,948	43,948	43,948	43,948	219,740
	削減義務率 (B)	25.00%	25.00%	25.00%	25.00%	25.00%	
	排出上限量 (C=ΣA-D)						164,805
	削減義務量 (D=Σ(A×B))						54,935
実績	特定温室効果 ガス排出量(E)	36,540	36,708				73,248
	排出削減量 (F= A - E)	7,408	7,240				14,648
	その他ガス削減量 の義務充当量(G)						
	振替可能削減量の 義務充当量(H)		3,600				3,600
	超過削減量の 発行量(I)						
	取引を加味した 排出削減量 (J=F+G+H-I)	7,408	10,840				18,248
	超過削減量 発行可能量						

残りの削減義務期間における排出上限量	95,157 t（二酸化炭素換算）
--------------------	-------------------

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	110,124 t（二酸化炭素換算）
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	14,967 t（二酸化炭素換算）
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	t（二酸化炭素換算）

備考「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。